



各位

平成 19 年 6 月 25 日

会社名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 高 須 武 男
問合せ連絡先名
経営管理部ゼネラルマネージャー 浅 古 有 寿
電話番号 0 3 (5 7 8 3) 5 5 0 0
(コード番号 7832 東証一部)

ストック・オプション(新株予約権)の発行内容に関するお知らせ [当社子会社取締役に対するストック・オプションの付与]

当社は、平成 19 年 6 月 25 日開催の取締役会において、同日開催の当社第 2 回定時株主総会で承認されました会社法第 236 条、238 条および第 239 条の規定に基づき、「当社子会社の取締役に対し株主報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当の対象者及びその人数

当社子会社取締役 8 5 名 (社外取締役と当社非常勤取締役兼任者を除く)

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 315,000 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、本新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の総数

3,150 個とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100 株とする。ただし、上記 2 に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式

の数についても同様の調整を行う。

4. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成22年7月10日から平成27年6月30日まで

7. 新株予約権の行使の条件

権利付与時に、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が所属する戦略ビジネスユニットの売上高および営業利益などを評価指標として、年次業績目標と評価期間（権利付与時から権利行使可能時までの3年間）を定め、当該評価期間中、各年度ごとに目標達成率を測定し、評価期間終了時における各達成率が、評価期間の平均で50%以上となった場合に、権利行使できるものとする。ただし、この場合であっても、権利行使により取得することができる株式数は、平均達成率と同等の割合（上限を100%とする。）による。

新株予約権者は、その地位を喪失した場合（取締役の退任）においても、権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人（1名に限る。）が行うものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできない。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた

金額とする。

9 . 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権者が上記7による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

11 . 新株予約権の割当日

平成 19 年 7 月 19 日

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 19 年 5 月 9 日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成 19 年 6 月 25 日

以上